第７号様式の７　その１

自 動 車 燃 料 代 確 認 申 請 書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　横浜市選挙管理委員会委員長

令和７年８月３日執行　横浜市議会議員金沢区選挙区補欠選挙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　候　補　者

　次の自動車燃料代につき、横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第４条第２号イの規定による確認を受けたいので申請します。

　確認申請金額　　　　　　　　　　　　円

|  |  |
| --- | --- |
| １　契約年月日 | 年　　　月　　　日 |
| ２ (1)契約の相手方の氏名又は名称 |  |
| (2)契約の相手方の住所 |  |
| (3)契約の相手方の代表者氏名（法人のみ） |  |
| ３　燃料の供給を受ける自動車の車種及び  登録番号 | （車種）　　　　　（登録番号） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　　分 | 購　入　金　額 | 左のうち確認済  又は確認申請金額 |
| 前回までの累積金額（ａ） | 円 | 円 |
| 今回の購入金額（ｂ） | 円 | 円 |
| 燃料代計(ａ)＋(ｂ) | 円 | 円 |
| 備　　　　考 |  |  |

備　考

１　この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。

２　自動車の燃料代について公費負担の対象となるのは、公職選挙法第141条第１項の規定により**候補者が選挙運動のために使用する１台の自動車に供給した燃料に係るものに限られています**。

　３　この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から横浜市選挙管理委員会（市議会議員の選挙にあっては区の選挙管理委員会を経由して横浜市選挙管理委員会）に提出してください。

　４　「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。

　５　公費負担の限度額算出の日数について、無投票となった場合は立候補の届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また、自動車使用に関する運送等契約において「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約」が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 公－２(152)

第７号様式の７　その１（候補者→区選管）

**＜記　載　例＞**

自 動 車 燃 料 代 確 認 申 請 書

**○**年**○○**月**○○**日

　横浜市選挙管理委員会委員長

令和７年８月３日執行　横浜市議会議員金沢区選挙区補欠選挙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　候　補　者　　　**横浜　○男**

　次の自動車燃料代につき、横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第４条第２号イの規定による確認を受けたいので申請します。

　確認申請金額　　　　**３３，０７５**　　円

|  |  |
| --- | --- |
| １　契約年月日 | **○**年　**○○**月　**○○**日 |
| ２ (1)契約の相手方の氏名又は名称 | **関内石油（株）** |
| (2)契約の相手方の住所 | **横浜市○○区○○町７－８－９** |
| (3)契約の相手方の代表者氏名（法人のみ） | **代表取締役　根岸　×男** |
| ３　燃料の供給を受ける自動車の車種及び  登録番号 | （車種）　　　　　（登録番号）  **トヨタハイエース　　　　横浜○○　さ★★★★** |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　　分 | 購　入　金　額 | 左のうち確認済  又は確認申請金額 |
| 前回までの累積金額（ａ） | **０**円 | **０**円 |
| 今回の購入金額（ｂ） | **３３，０７５**　円 | **３３，０７５**円 |
| 燃料代計(ａ)＋(ｂ) | **３３，０７５**　円 | **３３，０７５**円 |
| 備　　　　考 |  |  |

備　考

１　この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。

２　自動車の燃料代について公費負担の対象となるのは、公職選挙法第141条第１項の規定により**候補者が選挙運動のために使用する１台の自動車に供給した燃料に係るものに限られています**。

　３　この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から横浜市選挙管理委員会（市議会議員の選挙にあっては区の選挙管理委員会を経由して横浜市選挙管理委員会）に提出してください。

　４　「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。

　５　公費負担の限度額算出の日数について、無投票となった場合は立候補の届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また、自動車使用に関する運送等契約において「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約」が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 公－２(152)